

「札幌市食育サポート企業等」推進事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、札幌市食育推進計画に基づき、食育を広く市民運動として展開するために、企業等(公的機関、団体、学校法人、社会福祉法人等を含む。ただし、反社会的勢力を除く。)と協働で実施する「札幌市食育サポート企業等」(以下、「食育サポート企業」という。)推進事業の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 食育サポート企業とは、食生活改善、食文化、地産地消、食品流通・加工、農林水産業分野などで、公的機関や食育活動を行う団体等に対して支援・協力を行う企業等、または、自ら食育活動を行う企業等をいう。

(活動内容)

第3 食育サポート企業は、食育の推進を図るために次の活動を行う。

(1) 食育情報の提供

※健康的な食生活の普及・啓発

(2) 地産地消の推奨

※地場産物の活用・紹介

(3) 体験学習・見学の受け入れ

※農林水産、加工等の体験の場の提供

※食品製造・流通・販売等の見学の受け入れ

(4) 食品の説明

※魚、野菜等の情報提供

(5) 食文化の伝承

※食文化や郷土食の紹介

(6) 講師の派遣

※食に関する知識などを啓発する場に、従業員や職員を講師として派遣

(魚のさばき方、漬物作り、食事のマナー等)

(7) 地域、食育ボランティア等の支援

(8) 物品(商品、農産物、広報資料等)の提供

(9) 施設(調理室、会議施設等)の提供

(10) 企業や団体内での食育の取組

※職場や職員の家庭での食育推進

(11) その他

※上記以外に、自ら衛生管理宣言を行う企業、環境宣言(エコ宣言)企業等の活動

(12) 栄養成分表示の店(札幌市)

※栄養成分表示を行う店

(13) もったいない運動参加店

※資源の有効活用やごみを減らすなど環境に配慮した店

(登録及び公開)

第4 食育サポート企業の登録は、次のとおり行う。

- (1) 食育サポート企業への登録を希望した者は、様式1により保健所長あて申込みをするものとする。
- (2) 保健所は、申込みがあった場合は、速やかに審査し、登録するか否かを審査後、申込者に様式2により通知するものとする。
- (3) 食育サポート企業の名称(会社名等)は、市のホームページ等に掲載するものとする。

(登録の変更)

第5 登録内容に変更が生じた場合は、様式3により変更連絡を行うものとする。

(食育サポート企業の取消し)

第6 食育サポート企業としての登録の取消しを希望する場合は、様式4により食育サポート企業の登録を取消しする。また、食育サポート企業としてふさわしくない行為を行った者は、保健所において登録の取消しを行う。

(食育サポート企業への依頼)

第7 市民または関係課が、食育サポート企業による活動を希望する場合は、直接、食育サポート企業へ要請するものとする。

なお、必要に応じて様式5を使用する。

(食育活動報告)

第8 食育サポート企業は、様式6により活動内容の報告を保健所長あてに行う。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、平成21年3月21日から施行する。

附則 この要領は、令和3年10月18日から施行する。